

令和5年度一宮市食品衛生監視指導計画 市民意見提出制度に寄せられた意見と市の考え方

●募集期間：令和5年2月1日～2月28日

●提出件数：2件（2人）

番号	意見の要旨	市の考え方
1	<p>監視指導の実施に関する事項について、監査対象事業所への事前予告などは行われるのか。他自治体の事例として、保健所の緊急立入の前に事前予告を受けた事業所が、隠蔽等の対策を行ったという目撃証言がSNS上で見られた。監査は抜き打ちで行い、結果は可能な限り公開するのが効果的かつ妥当ではないかと思う。問題が無かった事業者は非公開とする措置があっても良いかもしれない。</p>	<p>食品営業施設に対する監視指導では、調査の目的に応じて事前予告を行う場合と行わない場合があります。営業者や食品衛生責任者など衛生管理に責任を持つ方に調査を行うために事前予告を行う場合や、内部告発の事例で情報提供者への配慮として事前予告を行わない場合もあります。監視の結果については、健康被害の拡大防止に必要な場合には情報を速やかに公表します。</p>
2	<p>鳥インフルエンザのニュースを見ると、市内にも養鶏場があるので、どのような対応をしているのか知りたい。暖かくなると各家庭での食中毒もこわい。衛生管理の講習会を市民向けに開催したり、スーパーのバックヤード見学会などで店にも市民にも啓発すると、地場産業と向き合うことになり有意義ではないかと思う。</p>	<p>鳥インフルエンザウイルスについては、家畜伝染病予防法に基づき、愛知県の家畜保健衛生所により養鶏場への防疫措置の指導が行われています。また、日本の現状では、鶏肉や鶏卵を食べることによってヒトが感染する可能性がないと考えられています。食中毒予防等の市民への啓発については、市民向けの講習会を開催するほか、市内営業施設と連携した見学会などの機会を確保できるよう検討してまいります。</p>